

令和2年度 八代清流高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

運動部：バスケットボール、ソフトテニス、陸上、サッカー、卓球、野球、バレーボール、剣道、ラグビー、バドミントン、ホッケー、アーチェリー、ボート
文化部：吹奏楽、科学、美術、書道、英語、放送、茶道、華道、箏曲

2 目標

文武両道を目指し、心身を「錬磨」することにより、活力に満ちた逞しい人間の育成を図る。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。平日1日は休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前から考査最終日の前日までは、練習を中止とする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日 19：30
休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 練習日・練習時間について

競技の特性の観点から、校長の承認を得た部活動については、保護者の同意を得たうえで、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、期間的に休養日を週当たり1日以上とすることができる。また、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動してよい。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安として設定すること。

イ その他

- ① 練習日・練習時間の延長を希望する部活動は、事前に「特別練習許可願」を校長に提出し、承認を得ることとする。承認を得た場合、大会終了後やオフシーズンに、できる限り回復措置を図るようにすること。
- ② 定期考査前の練習中止期間に大会前特別練習が必要な部活動については、事前に「特別練習許可願」を校長に提出し、承認を得た上で1時間程度の練習ができるものとする。ただし、欠点や授業時数不足を有する生徒は認めない。
- ③ 上記①と②については、校長の承認を得た後、生徒・保護者への共通理解を図るとともに、保護者同意書を提出させることとする。同意が得られない生徒は参加させないものとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部顧問が、2週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合・合同練習・合宿実施届（県内用）」を校長に提出し承認を得る。県外の場合は、「県外における練習試合（合宿等）実施届」を熊本県教育委員会に提出する。

5 大会への参加

大会への参加は、高体連・高野連主催大会並びに高文連各専門部主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

なお、いずれの場合も部顧問は、2週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「出場伺及び公欠伺」を校長に提出し承認を得る。

6 その他

（1）部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

（2）部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

（3）その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

（4）本指針は令和元年9月から令和2年3月までを試行期間とし、令和2年度より実施するものとする。